議案第12号

東広島市放課後子供教室実施要綱の一部改正について

東広島市放課後子供教室実施要綱の一部を改正する告示を定めることについて、 次のとおり提案する。

令和4年3月16日提出

東広島市教育委員会 教育長 津 森 毅

1 提案理由

東広島市コミュニティハウス設置及び管理条例及び東広島市三ツ城コミュニティハウス設置規則の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うとともに、放課後子供 教室の運営に当たるスタッフの種類の追加、改称及び謝金の見直しを行うため、 この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり

3 施行期日

令和4年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第25条

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
 - (2)教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

東広島市教育委員会告示第 号

東広島市放課後子供教室実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年 月 日

東広島市教育委員会 教育長 津 森 毅

東広島市放課後子供教室実施要綱の一部を改正する告示

東広島市放課後子供教室実施要綱(平成31年東広島市教育委員会告示第1号) の一部を次のように改正する。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第10条第2項第2号中「コーディネーター」を「協働活動支援員」に改める。

第12条第1項第1号中「コーディネーター」を「協働活動支援員」に改め、同項第2号中「学習アドバイザー」を「協働活動サポーター」に改め、同項第3号中「安全管理員」を「特別支援・共生社会サポーター」に改め、同条第2項中「コーディネーター」を「協働活動支援員」に改め、同条第3項中「学習アドバイザー」を「協働活動サポーター」に改め、「実施」の右に「又は当該放課後子供教室の安全管理」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 特別支援・共生社会サポーターは、障害を有する児童及び特別な配慮を要する 児童の活動の支援に関する事項を担任する。

第13条第1項中「コーディネーター」を「協働活動支援員」に改め、同条第2項第1号中「コーディネーター」を「協働活動支援員」に、「740円」を「900円」に改め、同項第2号中「学習アドバイザー」を「協働活動サポーター」に、「550円」を「900円」に改め、同項第3号中「安全管理員」を「特別支援・共生社会サポーター」に、「550円」を「900円」に改める。

附則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

東広島市放課後子供教室実施要綱(平成31年教育委員会告示第1号)新旧対照表 旧 新 (宝施場所) (実施場所) 第4条 (略) 第4条 (略) (1) (略) (1) (略) (2) コミュニティハウス (東広島市コミュニティハウス設置及び管理条例 (平成17年東広島市条例第14号)第2条及び東広島市三ツ城コミ ティハウス設置規則(平成13年東広島市教育委員会規則第2号)に規定 するコミュニティハウスをいう。) (3) 前2号に掲げるもののほか、生涯学習部長が必要と認める場所 (4) 前3号に掲げるもののほか、生涯学習部長が必要と認める場所 (運営委員会) (運営委員会) 第10条 (略) 第10条 (略) 2 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。 2 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。 (1) (略) (1) (略) (2) 第12条第1項第1号に掲げる協働活動支援員 (2) 第12条第1項第1号に掲げるコーディネーター (3) (3) (略) (略) (運営体制) (運営体制) 第12条 (略) 第12条 (略) (1) 協働活動支援員 (1) コーディネータ (2) 学習アドバイザー (2) 協働活動サポーター

- (3) 特別支援・共生社会サポーター
- 協働活動支援員は、当該放課後子供教室において実施する活動に関する計 2 画の企画及び立案、当該計画の実施のための関係者との調整並びに人材の確 保に関する事項を担任する。
- 体験及び交流の実施又は当該放課後子供教室の安全管理に関する事項を担 任する。
- 特別支援・共生社会サポーターは、障害を有する児童及び特別な配慮を要 する児童の活動の支援に関する事項を担任する。

(謝金)

計画の企画及び立案、当該計画の実施のための関係者との調整並びに人材の 確保に関する事項を担任する。 <u>協働活動サポーター</u>は、前項に規定する計画に基づく子供の学習、各種の 3 <u>学習アドバイザー</u>は、前項に規定する計画に基づく子供の学習、各種の体

<u>コーディネーター</u>は、当該放課後子供教室において実施する活動に関する

験及び交流の実施に関する事項を担任する。

安全管理員は、学習アドバイザーの補助及び当該放課後子供教室の安全管 理に関する事項を担任する。

(謝金)

(3) 安全管理員

第13条 <mark>協働活動支援員</mark>は、放課後子供教室を開設した日の属する月の翌月|第13条 <u>ユーディネーター</u>は、放課後子供教室を開設した日の属する月の翌月

新 5日までに、放課後子供教室実績票及び放課後子供教室活動記録簿を教育委

員会に提出しなければならない。 前項の規定による提出があったときは、次の各号に掲げる者に対し、当該 2 者の放課後子供教室の運営に携わった時間につき、予算の範囲内において、 当該各号に定める額の謝金を支払うものとする。

(1) 協働活動支援員 1 時間につき900円

(2)協働活動サポーター1時間につき 900円

(3) 特別支援・共生社会サポーター 1時間につき900円

月5日までに、放課後子供教室実績票及び放課後子供教室活動記録簿を教育 委員会に提出しなければならない。

前項の規定による提出があったときは、次の各号に掲げる者に対し、当該 者の放課後子供教室の運営に携わった時間につき、予算の範囲内において、 当該各号に定める額の謝金を支払うものとする。

(1) <u>コーディネーター</u> 1 時間につき 7 4 0 円(2) <u>学習アドバイザー</u> 1 時間につき <u>5 5 0 円</u>

(3) 安全管理員 1時間につき550円